

## 浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、地震発生時における火災から市民の生命を守るため、住宅内に感震ブレーカーを設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有するもの及び「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める性能評価に基づく、一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災製品等推奨制度による推奨を有するものをいう。
- (2) 住宅 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含み、現に居住の用に供している建築物をいう。
- (3) 木造住宅耐震補強助成事業 浜松市地震対策推進事業費補助金交付要綱別表第1第1項に規定する木造住宅耐震補強助成事業をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、市内の住宅内における感震ブレーカーの設置費用とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 居住する住宅に感震ブレーカーを設置する事業
  - ア 当該年度内に感震ブレーカーを購入し、自ら設置したもの
  - イ 当該年度内に感震ブレーカーを購入し、事業者による設置工事を行ったもの
  - ウ 当該年度内に事業者による感震ブレーカー設置工事を行ったもの
- (2) 再使用品でない感震ブレーカーを設置する事業

### (補助対象者)

第4条 補助事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 感震ブレーカーを設置した住宅に居住する世帯の世帯主
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市税を完納している者
- (4) 規則第3条第3項各号の規定のいずれにも該当していない者
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費に補助率2分の1を乗じた額で、上限50,000円とする。
- (2) 同一年度内に木造住宅耐震補強助成事業の交付確定を受けている住宅に感震ブレーカーを設置した場合には、事業に要する経費に補助率3分の2を乗じた額で、上限50,000円とする。

2 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(第1号様式)に別表1に掲げる書類を添付して、第3項の期間内に市長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、第3条に掲げる事業を実施したものに限る。

3 補助金の申請受付期間は、当該年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定及び補助金の額を確定し、交付決定兼確定通知書(第2号様式)により補助金交付申請者(以下「申請者」という。)に対し、通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合は、申請者に対して、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた感震ブレーカーを第10条第2項に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、改造し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

(3) 補助事業の完了により当該申請者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(4) 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第8条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(5) 第8条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

3 補助金を交付しないと決定したときは、不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 第4条第1項第3号に該当しないことが判明したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令をしたときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第4号様式）により通知するものとする。

（財産の管理等）

第9条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておくとともに、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、8年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売、貸与又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、第7条第1項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合は、交付申請取下届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表1（第6条関係）

提出書類	備考
設置に要する経費の見積書の写し等	設置に費用を要する場合のみ
設置した感震ブレーカーのメーカー及び品番等がわかる書類	
感震ブレーカーを設置した住宅全景の写真	
設置した感震ブレーカーの写真 ※設置している状況がわかるもの	
購入または設置工事に要する経費の領収書の写し	
木造住宅耐震補強助成事業の確定通知書の写し	同一年度内に木造住宅耐震補強助成事業の交付確定を受けている場合のみ
その他市長が必要と認めたもの	

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

郵便番号  
住所  
申請者 氏名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

交付申請書

浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設置した感震ブレーカー

メーカー名		
製品名・品番		
設置場所・種類		
設置に要した経費	機器費用	円
	設置工事費 ※	円
	諸経費 ※	円
	消費税	円
	合計	円

※自ら設置する場合には、記入の必要はありません。

木造住宅耐震補強助成事業を受けている場合のみ、記入してください（当該年度内に交付確定されたものに限る）。

木造住宅耐震 補強助成事業	交付確定番号	浜都建第 号
	交付確定日	年 月 日

2 支払金口座振替依頼 ※振込先の口座は、申請者ご本人の口座に限ります。

振込先金融機関名		預金種類及び口座番号	
銀行	本店	普通預金 ・ 当座預金	第 号
信用金庫	本所		
労働金庫	支店		
農協	営業部 出張所		
フリガナ			
口座名義			

3 申請にあたり、同意及び誓約していただく事項 ※確認欄に☑してください

確認	内容
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請にあたり、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	<p>補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、承諾します。</p> <p>(1)次に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)</li> <li>・暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</li> <li>・暴力団員等と密接な関係を有する者</li> <li>・暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体</li> </ul> <p>(2)浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>補助金交付申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感震ブレーカーを申請した住宅の物件に適切に取り付けること。</li> <li>・感震ブレーカー設置後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市は一切の責任を負わないこと。</li> <li>・設置した感震ブレーカーは新品であること。</li> <li>・設置した感震ブレーカーの転売や流用はしないこと。</li> <li>・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していないこと。(停電時に使用するバッテリーを備えていること。)</li> <li>・申請者が建物所有者でない場合、現状回復義務の観点から、設置の了承を得ていること。</li> <li>・申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること。</li> </ul>

第2号様式(第7条関係)

浜松市指令危危第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長 印

## 交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請があった浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

### 記

- 1 補助金交付事業名 浜松市感震ブレーカー設置事業
- 2 交付決定番号 \_\_\_\_\_
- 3 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

#### 4 交付の条件

- 補助金の交付を受けた感震ブレーカーを浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第10条第2項に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、改造し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- 補助事業の完了により当該補助金交付申請者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- 要綱第8条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、要綱第8条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、浜松市補助金交付規則(以下「規則」という。)第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- 要綱第8条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておくこと。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておくこと。

第3号様式(第7条関係)

浜松市指令危危第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

浜松市長 印

## 不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金については、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

### 記

1 補助金不交付決定番号 \_\_\_\_\_

2 補助金の不交付理由

予算の上限に達したため

補助金の条件に合致しないため

その他 ( )

第4号様式(第8条関係)

浜松市指令危危第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

浜松市長 印

## 補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付浜松市指令危危第 号をもって交付を決定した浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金について、浜松市補助金交付規則(以下「規則」という。)第17条第1項に基づき取り消すとともに、規則第18条第1項に基づき返還を命じます。

### 記

1 返還を命ずる額

金額	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---

2 交付金額

金 円

3 交付年月日

年 月 日

4 交付決定の取消し及び返還を命ずる理由

5 返還期限

年 月 日

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
申請者

氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

## 交付申請取下届

浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

補助事業の中止理由